

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成26年7月30日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市西京区山田平尾町17		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 社会福祉法人京都社会事業財団 会長 松原 義人 電話 075-391-5811					
主たる業種	医療業(一般病院)	細分類番号	8	3	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	各施設において、エネルギーの消費効率の改善及び職員の意識向上に努め、CO2の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	各施設長及び担当課を中心に管理体制を整備し、CO2削減計画策定と具体的な成果に向けて取り組む。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,124.4 トン	8,542.2 トン	8,531.1 トン	8,246.6 トン	-7.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	9,124.4 トン	8,542.2 トン	8,531.1 トン	8,246.6 トン	-7.5 パーセント	
	実績に対する自己評価	コージェネ発電機の排熱利用を向上させる。熱源機器の適正な運転管理により6%以上の削減を図った。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	病院	事業活動に伴う排出の量 (68683.12×1/1000㎡)	132.85	124.37	124.21	120.07	-7.50 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	コージェネ発電機の無駄のない排熱利用、熱源機器の適正な運転管理により削減。また、照明設備のLED化で削減を図った。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		30.0 ㊦	82.0 ㊦	100.0 ㊦	104.0 ㊦		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調の適正使用と照明の見直し、車両の運転日誌に給油量を追加し燃料使用量を把握。					
	(24)年度	コージェネ発電機の無駄のない排熱利用、熱源機器の適正な運転管理、照明設備のLED化、就業時間厳守					
	(25)年度	コージェネ発電機の運転時間短縮、排熱蒸気の有効利用、熱源機器の適正な運転管理、照明設備のLED化、冷暖房機器の適正な運転管理、ガソリンについて新型車への更新					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措置の内容	・自動車通勤は条件付(通勤距離・保育園の送迎・夜間勤務者等)で許可(京都厚生園)。・職員駐車場を設けず通勤2km以内の者は自転車又は徒歩通勤を推奨、手当支給せず(にしがも舟山庵)。 上記の措置を実施した結果に対する自己評価 ・自動車通勤を抑制できている(にしがも舟山庵)。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・引き続き施設内に花や植物を植え緑化を進めている。施設全居室(80室)および共用部分窓すべてに「よしず」を立て、省エネ・環境保護に努めている(にしがも舟山庵)。 ・ペットボトルのキャップを集めてエコキャップ推進活動に取り組んでいる(松陽児童館)。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。